

平成 19 年 12 月 27 日  
関 東 財 務 局

## 株式会社国泰キャピタルに対する行政処分について

1. 株式会社国泰キャピタル（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成 19 年 12 月 18 日付）

顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況  
当社は、顧客から預託を受けた外国為替証拠金取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなど、自己の固有資産と区分して管理していなかった。そのため、平成 17 年 7 月から同年 10 月まで、同 18 年 2 月及び同年 4 月から同 19 年 8 月までの各月末において、区分して管理すべき額（以下「区分管理額」という。）が不足している状況となっていた。

代表取締役社長及び委託証拠金の区分管理を担当する取締役副社長は、上記のとおり、区分管理額が不足している状況を認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していた。

当社及び当社の役員が行った上記の行為は、金融先物取引法第 91 条第 1 項に違反すると認められる。

### 自己資本規制比率の虚偽の届出等

代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、当該自己資本規制比率を記載した届出書（平成 17 年 12 月から同 19 年 8 月まで（同 18 年 4 月を除く。）の各月末）を関東財務局長に提出し、当該自己資本規制比率を記載した書面（平成 17 年 12 月並びに同 18 年 3 月、6 月、9 月及び 12 月並びに同 19 年 3 月及び 6 月の各月末）を公衆の縦覧に供し、当該自己資本規制比率を記載した事業報告書（平成 18 年 2 月期、同 19 年 2 月期及び同年 3 月期）を関東財務局長に提出した。

当社及び当社の役員が行った上記の行為のうち、        は金融先物取引法第 82 条第 1 項に、        は同条第 3 項に、        は同法第 79 条第 1 項に、それぞれ違反すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記（1）については金融商品取引法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記（2）については金融商品取引法第 51 条の規定に基づ

き、以下の行政処分を行った。

(1)業務停止命令

平成20年1月15日から同年2月14日までの間、全ての業務(顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。)の停止。

(2)業務改善命令

顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと。

今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。

法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策(特に自己資本規制比率の算出について)を策定し、役職員に周知徹底すること。

社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

上記の から について、その対応状況を平成20年1月28日(月)までに書面で報告すること。また、及び から については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第1課

048-600-1155